

第31回 国立大学法人奈良国立大学機構役員会議事要録

日時 令和5年9月22日（金）13時29分～14時47分
場所 奈良女子大学第一会議室
出席者 理事長 榊裕之，大学総括理事 宮下俊也，大学総括理事 今岡春樹，
理事（総務・財務担当）榎本剛，理事（教育・研究担当）西村いくこ
列席者 監事 三野博司，監事 大久保幸治，監事 三谷洋子，事務局次長 三木達行，
監査室長 岩阪豊
（機構事務部）
総務課長 林潤一郎，企画課長 望月毅，人事課長 川村婦美子，
財務課長 幸田好史，施設課長 奥和久
（奈良教育大学事務部）
総務課長 矢倉徹，企画・財務課長 寺本敏紀
議長 榊理事長

議事に先立ち、第29回議事録を確認した。

I. 審議事項

1. 第4期中期計画及び評価指標等の進捗確認について

榎本理事から、資料1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、中期計画及び評価指標の進捗管理において指摘された課題について大学もしくは各部局で対応願うこととした。

2. 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書について

榎本理事から、資料2により説明があり、意見聴取が行われ資料を一部修正することとし、また経営協議会及び監事からの意見を踏まえて修正の上、10月の諸会議へ付議することとした。

宮下理事から、原則2-3-3について、10月1日付けで連携教育開発センターに特任教員1名を採用予定でありその旨を追記してはどうかとの意見があった。

3. 諸規程等の制定等について

(1) 奈良国立大学機構事務職員等の人事評価実施規程の一部改正について

人事課長から、資料3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

大久保監事から、SS～Dの各評価段階には割り当てられる職員数の割合があらかじめ決められているのかとの質問があり、榎本理事から、相対的な評価ではなく、職員個人が所属長と面談の上設定した目標の達成度合いがどうだったかという観点から評価を行うものであり、職員が期待どおりの成果をあげた場合はB評価となり、目標達成に向けて職務を遂行する中で新たに発生した障害や課題等に対し求められた水準以上の役割を果たして成果をあげた場合などにA以上の評価が付されることとなる旨の説明があった。

4. その他

なし

II. 報告事項

1. 人事院勧告への対応について

榎本理事から、資料4により報告があった。

2. 両大学における連携の取組状況について

榎本理事から、資料5により報告があった。

宮下理事から、9月26日に開催される学問祭レポート合評セッションの内容について説明があり、榎理事長から、セッション後に合評者とレポートの授賞学生とが対話できる場があれば良いとの意見があった。

3. 令和6年度概算要求事項について

財務課長から、資料6により報告があった。

4. 令和6年度国立大学法人等施設整備の事業評価結果について

施設課長から、資料7により報告があった。

5. 人事報告について

人事課長から、資料8により報告があった。

6. その他

(1) 18歳人口の動向と高等教育機関への影響について

榎本理事から、資料9により、18歳人口が10年前から10%以上減少していること、並びに文部科学省の試算では奈良教育大学及び奈良女子大学を合わせた学部の定員充足率が85.8%になるとされていることの報告があり、各大学が自ら機能強化していくことにより試算どおりとならないよう努力する必要があることの説明があった。また、榎本理事から、文部科学省の「全国学生調査」の結果から両大学における小規模大学ならではのきめ細かい教育が学生に評価されていることの報告があり、今後も両大学の教育上の特色及び研究上の魅力を発信していくなど大学の持続的運営に取り組む必要がある旨説明があった。さらに、文部科学省における概算要求事項の紹介があり、これらを精査することで両大学における教育研究上の機能強化につながる事業を早期に検討し、公募につなげられるよう対応していく必要がある旨説明があった。

宮下理事から、広報媒体の設置等もしくは広報活動を奈良女子大学が近畿圏以外の地域において行ったことはあるかとの質問があり、今岡理事から、予算が厳しいため広報媒体の設置は無いが、過去5年間における入学者の出身高校への訪問を重点的に行っていることの説明があり、また榎理事長から、在学学生を出身高校へ派遣し、学生自身が大学4年間で何を学びどういった企業に就職するか等の報告を含めて大学の紹介を行う、といった企画を他大学において実施した経験がある旨説明があった。

(2) 奈良労働基準監督署の調査について

榎本理事から、9月8日に奈良労働基準監督署の検査を受けたことの報告があり、協定で定める限度時間を超える時間外及び休日労働があったことの指摘及び是正指導を受け、また今回が1年以内における2回目の同一内容の指導であるため機構として半年間ハローワークでの求人が制限されることの説明があった。また併せて、あらためて業務内容の精選、年度末及び年度初めの業務が集中する時期への対応の検討、並びに職員の適正配置の検討等に取り組むたい旨の説明があった。

三谷監事から、事務職員の勤務時間外において依頼内容を含むメールを自身が送っているケースがあり、今後は意識して注意を払いたい旨意見があった。

三木事務局次長から、奈良教育大学附属小学校において8月9日に奈良労働基準監督署の検査を受けたことの報告があり、労働時間の管理が不適切であることの指摘及び是正勧告を受け、今後の労働時間把握への対応を検討するとともに、構成員の過去の勤務時間の調査を行い支払われていない超過勤務手当があれば遡及支給することを検討している旨報告があった。

以 上